

パブリックコメントにおける意見概要及び県の考え方

資料 5

No.	項目	該当箇所	意見	県としての考え方(案)
1	県民	<p>川沿い空間 P12</p> <p>・地域の河川サポート事業 県が管理している河川で、草刈り・花の植栽・清掃等の活動を自主的に行っている地元自治会等の団体に、報償金や花苗の支給等により活動を支援。 ・河川空間を軸としたまちづくりの推進 多世代が住みやすいまちを目指し、癒やしや安心を与え健康に暮らせる生活の場として、河川空間を活用したまちづくりを推進。</p>	<p>川沿いの空間は危険地域であるため、無理に開発した空間は池・川・田んぼ・原っぱに戻し、新規の開発は禁止すべきだと思う。川沿いの空間では災害防止(軽減)や保水力の維持・向上への取組みが重要ではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 都市計画法施行令第8条に基づき、水害のおそれのある土地の区域は市街化区域に含まないこととなっております。また、河川沿いのみならず、一定規模以上の開発を行う場合については、調整池等の設置を義務づけているところです。 なお、P12に記載している施策については、地元自治会代表者や周辺施設、行政(県・町)が連携し、懇談会や地元イベントのお手伝い、清掃活動などの地域コミュニティ活動を実施するものです。 ご意見も参考にさせていただき、災害の防止に努め、必要な取組みを進めてまいります。</p>
2	まちなみ保存	<p>まちなみ保存 P8</p> <p>(2)歴史的街なみを持つ住宅地 歴史的な街なみや古民家は、その文化的価値や長い年月を経たことによる落ち着いた雰囲気などの魅力が評価され、伝統的建造物群保存地区の指定や街なみ環境整備事業の実施等により、維持・保存する取組みが進められています。</p>	<p>重要文化財の建物は改装せずそのまま価値を残し、守らなければならないと思う。例えば、今井町の重伝建地区内の保育所は、内装が大きく改装されており、江戸時代文化を破壊しているように感じる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 文化財について定める「文化財保護法」では、その制定の目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用を文化財保護の重要な柱と位置づけています。 重要伝統的建造物群保存地区である今井町内には、重要文化財に指定された町家が9件ありますが、ご指摘の事例は、重要文化財に指定をされていない空き町家を改修したものと思われます。 「文化財保護法」においては、「重要伝統的建造物群保存地区」について、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため指定した地区のうち、我が国にとってその価値が特に高いものとして、文部科学大臣が選定できるものとされています。また、「重要文化財」については、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高い建造物のうち重要なものについて、文部科学大臣が指定できるものとされています。 これらを踏まえ、維持・保全・改修など、適切な方策で、古民家が将来に渡って受け継がれていくよう、取り組んで参ります。</p>